

✚ 貨物概要

豚ばら肉、白ねぎ、しいたけ、にんじん、ごぼう、青ねぎをそれぞれ加熱処理し、混合して冷凍したもので、豚汁の具として使用するもの。

(成分割合)

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 豚ばら肉 | 27.0% | ごぼう | 10.0% |
| 白ねぎ | 26.0% | 青ねぎ | 10.0% |
| しいたけ | 15.0% | | |
| にんじん | 12.0% | | |

✚ 分類

関税率表第 1602.49 号－2－(2) (統計番号 1602.49-290) の豚肉調製品

✚ 分類理由

本品はそれぞれの具材を加熱処理したのちに混合したもので、豚肉の含有量が全重量の 20%以上であり、とん汁の具材として調製されていると認められることから、第 16 類注 2 の規定により第 16 類の豚肉調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)